

総務部

令和3年（2021年）2月18日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和2（2020）年度補正予算概要	1
2 令和3（2021）年度予算概要	2～5
3 函館市職員定数条例の一部を改正する条例の骨子	6～7
4 特別職の職員の給与等に関する条例の 一部を改正する条例の骨子	8～9
5 一般職の職員の給与に関する条例および 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の骨子	10～20
6 函館市職員退職手当条例および函館市企業職員の給与の種類 および基準に関する条例の一部を改正する条例の骨子	21～29
7 包括外部監査契約の締結について	30

1 令和2（2020）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
指 定 寄 付 金	100	防災訓練関係経費分	100

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
一 般 管 理 費	△ 125,910	職員研修所要経費減 海外姉妹都市職員交流研修費減 行政事務A I ・ I C T化推進費減 A I ・ロボティクス等活用推進費減 ペーパーレス化推進費減 特別定額給付金給付事業関係経費減 給付事業費減 給付事務費減 緊急雇用対策費（会計年度任用職員）減	△ 442 △ 442 △ 7,108 △ 2,326 △ 4,782 △ 118,360 (国) △ 18,700 特別定額給付金 △ 77,710 給付事業費 △ 21,950 補助金 △ 118,360
電 算 処 理 費	△ 15,050	地域情報化推進費減 庁内情報ネットワーク管理費減	△ 15,050 △ 15,050

職員費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
職 員 費	△ 234,790	退職等による職員の減 期末手当支給月数引き下げによる減 退職手当減 〔普通退職者分増（20人→23人） 定年退職者分減（52人→50人） 応募認定退職者分減（9人→0人）〕 共済費負担金率の変動による増 職員の変動およびその他の増 会計年度任用職員の採用等による報酬等の増	△ 35,185 (その他) △ 35,298 職員費振替収入 △ 220,490 △ 6,000 8,559 △ 42,011 △ 187,038 15,210 7,252 33,721

2 令和3（2021）年度予算概要

一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
一般管理費	180,668	委員報酬	90 (道)
		防災会議委員	60 防災対策
		表彰審議委員会委員	30 事業費補助金
		表彰費	1,785 3,700
		市功労賞表彰経費	751 (その他)
		市民貢献賞表彰経費	626 広告収入
		市長賞表彰経費	408 520
		市制施行100周年記念準備経費	2,500 (その他)
		旅費	4,976 その他の雑入
		交際費	3,000 4,554
		各種会議等食糧費	150
		郵便料	14,000
		共通物品集中管理費	386
		公用車集中管理所要経費	23,922
		職員研修所要経費	14,636
		行政事務AI・ICT化推進費	24,923
		AI・ロボティクス等活用推進費	5,297
		ペーパーレス化推進費	19,626
		人事・給与システム関係経費	8,050
		北方領土復帰促進費	103
		防災対策経費	31,882
		防災意識普及啓発関係経費	739
		非常食、応急救護用資材購入費	7,253
		地域防災力強化経費	2,265
		防災訓練関係経費	2,104
		防災無線システム経費	15,754
		避難行動要支援者名簿システム関係経費	1,473
		恵山火山対策経費	150
		その他諸経費	2,144
		核兵器廃絶平和都市推進経費	1,290
		包括外部監査委託料	11,000
		その他所要経費	37,975
		自動車損害保険料	5,823
施設間文書等集配業務委託料	15,546		
その他諸経費	16,606		
文書費	5,105	委員報酬	230 (その他)
		行政不服審査会委員	120 その他の雑入
		公文書公開審査会委員	25 152
		個人情報保護運営審議会委員	35
		個人情報保護審査会委員	50

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
		法規関係所要経費 2,477 市例規システム運用経費（債務負担行為分） 1,700 官報、図書購入、その他諸経費 777 その他所要経費 2,398	
庁舎管理費	423,780	燃料費 13,766 電気料、水道料等 45,442 電信電話料 20,442 清掃、警備等委託料 174,284 庁舎案内及び管理業務所要経費 8,256 電話交換業務所要経費 6,400 維持補修費 59,935 本庁舎設備改修事業費 82,616 外壁タイル改修工事費 77,160 継続年度 令和2～4年度 地下油タンク改修工事費 5,456 議場等会議システム関係経費 2,587 本庁舎駐車場管理所要経費 6,411 本庁舎駐車場自動管理システム使用料 1,789 （債務負担行為分） その他諸経費 4,622 その他所要経費 3,641	（その他） 駐車場使用料 4,375 （その他） 広告収入 150 （その他） 庁舎維持管理費負担金 1,731
職員厚生費	24,316	職員厚生会交付金 3,468 職員安全衛生管理所要経費 20,640 職員健康診断・予防接種委託料 17,671 （債務負担行為分 17,395、その他） メンタルヘルス対策関係経費 2,969 その他所要経費 208	
電算処理費	518,255	地域情報化推進費 83,881 北海道電子自治体共同システム関係経費 5,610 北海道自治体情報セキュリティクラウド 関係経費 10,057 庁内情報ネットワーク管理費 66,356 電子自治体推進関係経費 1,858 電子計算機運用関係経費 433,910 電子計算機運用経費 432,559 社会保障・税番号制度システム整備事業費 1,351 地方公共団体情報システム機構負担金 360 その他所要経費 104	（国） 社会保障・税番号制度 個人番号カード 交付事業費 補助金 3,003 （国） 社会保障・税番号制度 システム整備 事業費補助金 1,351
恩給及び退職年金費	154	北海道市町村職員共済組合恩給条例給付払込金 154	

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
徴 税 費	30	固定資産評価審査委員報酬 30	
統 計 調 査 費	17,943	各種統計調査所要経費 17,778 工業統計調査費 15 学校基本調査費 104 経済センサス調査区管理費 29 経済センサスー活動調査費 17,576 (従事者報酬 12,936、その他) 統計調査員確保対策事業費 54 その他所要経費 165	(国) 統計調査委託金 17,778
大 間 原 発 訴 訟 費	6,941	大間原発訴訟関係経費 6,941	(その他) 大間原発訴訟 基金繰入金 6,941

職員費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
議 会 事 務 局 職 員 費	111,108	職員給与費 14人(2人) 111,108	
一 般 部 局 職 員 費	10,646,949	職員給与費 9,824,988 特別職(市長、副市長) 3人 53,713 一般職 1,215人(314人) 9,653,686 緊急雇用対策分(会計年度任用職員50人) 117,589 嘱託報酬及び共済費 8人 19,555 退職手当 802,406 普通退職者分 130,000 定年退職者分 672,406	(その他) 職員費振替収入 32,400
教 育 委 員 会 職 員 費	2,443,091	職員給与費 2,363,023 特別職(教育長) 1人 15,415 一般職 270人(138人) 2,347,608 退職手当 80,068 普通退職者分 40,000 定年退職者分 40,068	
選 挙 管 理 委 員 会 職 員 費	64,210	職員給与費 8人 64,210	
監 査 委 員 事 務 局 職 員 費	87,858	職員給与費 87,858 特別職(常勤監査委員) 1人 13,577 一般職 8人 74,281	
農 業 委 員 会 職 員 費	11,200	職員給与費 1人 11,200	

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
消 防 職 員 費	3,147,836	職員給与費 390人(13人) 退職手当 普通退職者分 定年退職者分	2,895,029 252,807 30,000 222,807

※説明欄の（ ）内の人員は、再任用短時間勤務職員およびパートタイム会計年度任用職員（外数）である。

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎設備改修事業費 (ゴンドラ設備改修工事)	令和3(2021)年度から 令和4(2022)年度まで	56,000

3 函館市職員定数条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

職員の定数を改正するため

(2) 条例改正の内容

ア 職員定数の一部改正

(単位：人)

区 分	現定数	増減数	新定数
(1) 議 会 事 務 局	15		15
(2) 市 長 の 補 助 機 関			
ア 一 般 部 局	1,382	△ 41	1,341
イ 企 業 局	266		266
ウ 病 院 局	1,029		1,029
計	2,677	△ 41	2,636
(3) 教 育 委 員 会	382	△ 70	312
(4) 選 挙 管 理 委 員 会	8		8
(5) 監 査 事 務 局	8		8
(6) 公 平 委 員 会			
(7) 農 業 委 員 会	14		14
(8) 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会			
合 計	3,104	△ 111	2,993

(3) 条例の施行期日

令和3年4月1日

函館市職員定数条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の補助機関の職員</p> <p>ア 一般部局の職員 <u>1,382人</u> (うち福祉事務所の職員182人)</p> <p>イ 企業局の職員 266人</p> <p>ウ 病院局の職員 1,029人</p> <p>(3) 教育委員会の職員 <u>382人</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の補助機関の職員</p> <p>ア 一般部局の職員 <u>1,341人</u> (うち福祉事務所の職員182人)</p> <p>イ 企業局の職員 266人</p> <p>ウ 病院局の職員 1,029人</p> <p>(3) 教育委員会の職員 <u>312人</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>

4 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

投票所の投票管理者および投票立会人について、職務に従事した時間が投票所の開設時間に満たない場合における報酬の額を定めるため

(2) 条例改正の内容

投票所の投票管理者および投票立会人について、職務に従事した時間が投票所の開設時間に満たない場合における報酬の額は、規定する報酬額に当該職務に従事した時間を乗じて得た額を投票所の開設時間で除して得た額とする。

(3) 条例の施行期日

公布の日

特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第2（第1条，第2条関係）		別表第2（第1条，第2条関係）	
区分	議員報酬額または報酬額	区分	議員報酬額または報酬額
選挙長，投票所の投票管理者，共通投票所の投票管理者，期日前投票所の投票管理者，開票管理者，投票所の投票立会人，共通投票所の投票立会人，期日前投票所の投票立会人，開票立会人および選挙立会人	勤務1回につき，選挙長にあつては国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項第1号に掲げる額，投票所の投票管理者にあつては同項第2号に掲げる額，共通投票所の投票管理者にあつては同項第3号に掲げる額，期日前投票所の投票管理者にあつては同項第4号に掲げる額，開票管理者にあつては同項第5号に掲げる額，投票所の投票立会人にあつては同項第6号に掲げる額，共通投票所の投票立会人にあつては同項第7号に掲げる額，期日前投票所の投票立会人にあつては同項第8号に掲げる額，開票立会人にあつては同項第9号に掲げる額，選挙立会人にあつては同項第10号に掲げる額	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)		備考 投票所（共通投票所および期日前投票所を含む。以下同じ。）の投票管理者および投票立会人が職務に従事した時間（当該時間に30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げ，30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた時間とする。以下同じ。）が投票所の開設時間（投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間をいう。以下同じ。）に満たない場合における投票管理者および投票立会人の報酬額は，上表の規定にかかわらず，同表に規定する報酬額に当該職務に従事した時間を乗じて得た額を当該職務に係る投票所の開設時間で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）とする。	

5 一般職の職員の給与に関する条例および函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

職員に新型コロナウイルス感染症対策作業手当等を当分の間支給することとするため

(2) 条例改正の内容

ア 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(ア) 当分の間、職員が次に掲げる作業に従事したときは、特殊勤務手当として新型コロナウイルス感染症対策作業手当を支給する。(第15条第1項、第2項)

a	患者を収容する施設等の内部で、市民の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業	(a) (b)以外の作業	1日につき 3,000円
		(b) 患者もしくはその疑いのある者の身体に接触してまたはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業	1日につき 4,000円
b	a以外の市民の生命および健康を保護するために行われた措置に係る作業	(a) 患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業またはこれに準ずる作業	1日につき 1,000円
		(b) 患者またはその疑いのある者の身体に接触して長時間にわたり行う作業	1日につき 1,500円

(イ) 同一の日において(ア)の a および b の両方の作業に従事した場合は、bに係る作業に対する手当は支給しない。(第15条第3項)

- (ウ) 新型コロナウイルス感染症対策作業手当が支給される作業に係る勤務を正規の勤務時間外に行った場合，当該作業を行った勤務時間に対する時間外勤務手当，夜間勤務手当または休日勤務手当を算定する際の基礎となる勤務1時間当たりの給与額に，新型コロナウイルス感染症対策作業手当が含まれることになる（第20条第3項）ため，規定を整備する。（第16条第1項，第18条および第19条）
- (エ) 新型コロナウイルス感染症対策作業手当は，当月分を翌月の給料の支給日に支給する。（第24条第2項）

イ 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正

- (ア) フルタイム会計年度任用職員の新型コロナウイルス感染症対策作業手当については，常勤職員の給与条例第15条の規定を準用し，当該手当は，当月分を翌月の給料の支給日に支給する。（第6条第1項，第3項）
- (イ) フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について規定を整備する。内容は，ア(ウ)に同じ。（第9条第2項）
- (ウ) パートタイム会計年度任用職員が，新型コロナウイルス感染症対策作業に従事した場合には，新型コロナウイルス感染症対策作業に係る報酬を支給することとし，この場合の報酬額は常勤職員の場合の例による。（第11条の2）当該報酬は，当月分を翌月の給料の支給日に支給する。（第15条第1項）
- (エ) パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出について規定を整備する。内容は，ア(ウ)に同じ。（第19条第2項）

(3) 条例の施行期日等

公布の日とし，令和2年4月1日から適用する。

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表【第1条関係】

現 行	改 正 案
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間（職員の勤務時間に関する条例（平成3年函館市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定による勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当，住居手当，地域手当，初任給調整手当，通勤手当，単身赴任手当，時間外勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当，休日勤務手当，管理職手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当および寒冷地手当を除いたものとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間（職員の勤務時間に関する条例（平成3年函館市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定による勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当，住居手当，地域手当，初任給調整手当，通勤手当，単身赴任手当，<u>新型コロナウイルス感染症対策作業手当（第15条第1項の規定により特殊勤務手当として支給される新型コロナウイルス感染症対策作業手当をいう。第20条第3項および第24条第2項において同じ。）</u>，時間外勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当，休日勤務手当，管理職手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当および寒冷地手当を除いたものとする。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症対策作業手当）</u></p>
<p>第15条 削除</p>	<p>第15条 当分の間，職員が次に掲げる作業に従事したときは，特殊勤務手当として，<u>新型コロナウイルス感染症対策作業手当を支給する。</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この号および次号ならびに次項各号において同じ。）の患者を収容する施設のうち市長が定めるものの内部またはこれに準ずる区域として市長が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて市長が定めるもの</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち，新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業またはこれに準ずる作業であつて，市長が定めるもの</u></p> <p>2 前項の手当の額は，作業に従事した日1日につき，次の各号に掲げる作業の区分に応じ，当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号の作業 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触してまたはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては，4,000円）</u></p>

	<p>(2) <u>前項第2号の作業 1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあつては、1,500円）</u></p> <p>3 <u>同一の日において、第1項各号の作業に従事した場合には、同項第2号の作業に係る手当は、支給しない。</u></p>
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第19条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務</p> <p>(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務</p> <p>2～6（略）</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項および第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2～6 （略）</p>
<p>(夜間勤務手当)</p> <p>第18条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。</p>	<p>(夜間勤務手当)</p> <p>第18条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項および第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。</p>
<p>(休日勤務手当)</p> <p>第19条 休日（勤務時間条例第2条第5項または第7項の規定に基づき毎日曜日が勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が同条第5項、第7項および第8項の規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、規則で定める日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、休日休暇条例第2条第3項の規定により当該休日以外の日の勤務を免除された者には、支給しない。</p>	<p>(休日勤務手当)</p> <p>第19条 休日（勤務時間条例第2条第5項または第7項の規定に基づき毎日曜日が勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が同条第5項、第7項および第8項の規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、規則で定める日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項および第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、休日休暇条例第2条第3項の規定により当該休日以外の日の勤務を免除された者には、支給しない。</p>

<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。</p> <p>2 第16条、第18条および第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の休日休暇条例第2条第1項本文の規定による休日(その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。)の日数に7時間45分(再任用短時間勤務職員にあつては、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた勤務時間を5で除した時間)を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当、夜間勤務手当または休日勤務手当が支給される勤務が新型コロナウイルス感染症対策作業手当が支給される勤務である場合における第16条、第18条または第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、市長が別に定めるところにより算定した額とする。</u></p>
<p>(扶養手当等の支給期日)</p> <p>第24条 扶養手当、住居手当、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当および管理職手当は、当月分を給料の支給日に支給する。</p> <p>2 <u>時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当および管理職員特別勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、支給期日を変更し、または分割して支給することができる。</u></p> <p>3 職員が勤務時間条例第5条第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第5条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。</p>	<p>(扶養手当等の支給期日)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症対策作業手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当および管理職員特別勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、支給期日を変更し、または分割して支給することができる。</u></p> <p>3 (略)</p>

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例 新旧対照表【第2条関係】

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当および期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬および期末手当をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、<u>新型コロナウイルス感染症対策作業手当（第6条第1項において準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「給与条例」という。）第15条第1項の規定により特殊勤務手当として支給される新型コロナウイルス感染症対策作業手当をいう。第6条第3項および第9条第2項において同じ。）</u>、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当および期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬および期末手当をいう。</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第5条 <u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「給与条例」という。）</u>第5条および第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第6条第4項中「勤務時間条例第2条第5項、第7項および第8項の規定に基づく勤務を要しない日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日」と読み替えるものとする。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第5条 <u>給与条例</u>第5条および第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第6条第4項中「勤務時間条例第2条第5項、第7項および第8項の規定に基づく勤務を要しない日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日」と読み替えるものとする。</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)</p> <p>第6条 給与条例第12条の3、第13条、第13条の2および第16条（第2項を除く。）から第19条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。</p> <p>2 地域手当および通勤手当は、当月分を給料の支給日に支給する。</p> <p>3 <u>時間外勤務手当</u>、宿日直手当、夜間勤務手当および休日勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日（市長が別に定める場合に支給する時間外勤務手当にあっては、別に定める日）に支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、支給期日を変更し、または分割して支給することができる。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)</p> <p>第6条 給与条例第12条の3、第13条、第13条の2、<u>第15条</u>および第16条（第2項を除く。）から第19条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症対策作業手当</u>、<u>時間外勤務手当</u>、宿日直手当、夜間勤務手当および休日勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日（市長が別に定める場合に支給する時間外勤務手当にあっては、別に定める日）に支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、支給期日を変更し、または分割して支給することができる。</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第9条 第6条第1項において準用する給与条例第</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第9条 (略)</p>

<p>16条，第18条および第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は，給料月額およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ，その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の任命権者が定める休日（その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。）の日数に7.75を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず，時間外勤務手当，夜間勤務手当または休日勤務手当が支給される勤務が新型コロナウイルス感染症対策作業手当が支給される勤務である場合における第6条第1項において準用する給与条例第16条，第18条または第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は，市長が別に定めるところにより算定した額とする。</p>
<p>2 第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額は，給料月額およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ，その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p>第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は，月額，日額または時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）で定めるものとする。</p>	<p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p>第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬（次条に規定する報酬を除く。次項から第4項までに於いて同じ。）の額は，月額，日額または時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）で定めるものとする。</p>
<p>2～5 （略）</p>	<p>2～5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（パートタイム会計年度任用職員の新型コロナウイルス感染症対策作業に係る報酬）</p>
<p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>第11条の2 <u>当分の間，次に掲げる作業に従事したパートタイム会計年度任用職員には，給与条例第15条第2項および第3項の規定の例により算定して得た額を報酬として支給する。</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この号および次号において同じ。）の患者を収容する施設のうち市長が定めるものの内部またはこれに準ずる区域として市長が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるもの</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち，新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業またはこれに準ずる作業であって，市長が定めるもの</u></p>

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第12条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額を報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第14条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 給与条例第16条第3項から第5項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員(市長が別に定める職員を除く。)には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第14条 任命権者が定める休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第12条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項および第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額を報酬として支給する。

(1) (略)

(2) (略)

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員(市長が別に定める職員を除く。)には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項および第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第14条 任命権者が定める休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項および第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範

定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、任命権者が別に定めるところにより当該休日以外の日の勤務を免除された者には、支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第15条 報酬は、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあっては当月分を毎月21日(第12条から前条までに規定する報酬にあっては、翌月21日)に支給し、日額または時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあっては前月11日から当月10日までにおけるその者の勤務日数または勤務時間に応じた報酬を当月21日に支給する。

2～6 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第2項第3号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第19条 第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定める場合 第11条第2項の規定により計算して得た報酬の月額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52

囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、任命権者が別に定めるところにより当該休日以外の日の勤務を免除された者には、支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第15条 報酬は、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあっては当月分を毎月21日(第11条の2から前条までに規定する報酬にあっては、翌月21日)に支給し、日額または時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあっては前月11日から当月10日までにおけるその者の勤務日数または勤務時間に応じた報酬を当月21日に支給する。

2～6 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第3項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第3項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第3項第3号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第19条 (略)

<p>を乗じたものから当該年度の任命権者が定める休日（その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。）の日数に当該1週間当たりの勤務時間を5で除した時間を乗じた時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額で報酬を定める場合 第11条第3項の規定により計算して得た報酬の日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額で報酬を定める場合 第11条第4項の規定により計算して得た報酬の時間額</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬または休日勤務に係る報酬が支給される勤務が新型コロナウイルス感染症対策作業に係る報酬が支給される勤務である場合における第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、市長が別に定めるところにより算定した額とする。</p>
<p>2 第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額で報酬を定める場合 第11条第2項の規定により計算して得た報酬の月額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額で報酬を定める場合 前項第2号の規定により計算して得た額</p> <p>(3) 時間額で報酬を定める場合 前項第3号の規定により計算して得た額</p>	<p>3 (略)</p>

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（附則第3項関係）

現 行	改 正 案
<p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条または会計年度任用職員給与等条例第7条もしくは第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条第1項または会計年度任用職員給与等条例第9条第1項もしくは第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額または勤務1時間当たりの報酬額を減額した給与を支給する。</p>	<p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条または会計年度任用職員給与等条例第7条もしくは第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条第1項または会計年度任用職員給与等条例第9条第2項もしくは第19条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額または勤務1時間当たりの報酬額を減額した給与を支給する。</p>

6 函館市職員退職手当条例および函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

雇用保険法の高年齢被保険者および短期雇用特例被保険者に相当する一定の退職者に対し、失業者の退職手当を支給することとするため

(2) 条例改正の内容

ア 函館市職員退職手当条例の一部改正

(ア) 高年齢求職者給付金または特例一時金に相当する退職手当の支給が受けられる者には、基本手当に相当する退職手当を支給しない。(第13条第1項、第3項)

(イ) 雇用保険法の高年齢被保険者および短期雇用特例被保険者に該当するものが、退職の日以後失業している場合において、その者が高年齢給付金または特例一時金の額に達する一般の退職手当の支給を受けていないときは、その差額を退職手当として支給する。(第13条第5項、第7項)

(ウ) 懲戒免職等処分により退職し、一般の退職手当等の全部を支給しない処分を受けた者に、高年齢求職者給付金または特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として支給する。(第13条第6項、第8項)

(エ) 特例一時金に相当する退職手当の支給を受ける前に、公共職業訓練等を受ける場合には、特例一時金ではなく、基本手当に相当する退職手当を支給する。(第13条第9項)

(オ) 退職した者の退職手当の返納を命ずる処分について、返納すべき額から除く失業者退職手当額に、高年齢給付金および特例一時金を追加する。(第18条第1項、第2項)

イ 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正

雇用保険法の高年齢被保険者および短期雇用特例被保険者に該当するものが、退職の日以後失業している場合において、その者が高年齢給付金または特例一時金の額に達する一般の退職手当の支給を受けていないときは、その差額を退職手当として支給する。

(第15条第7項、第8項)

(3) 条例の施行期日

公布の日

函館市職員退職手当条例 新旧対照表【第1条関係】

現 行	改 正 案
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他市長が定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長が定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（<u>第5項または第7項の規定に該当する者を除く。</u>）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他市長が定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長が定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（<u>第6項または第8項の規定に該当する者を除く。</u>）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用し</p>

の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 (略)

(新設)

た場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 (略)

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

(新設)

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(新設)

7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

	<p>(2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額</p> <p>(新設) 8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(新設) 9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第1項または第3項の規定による退職手当を支給する。</p>
<p>5 第1項または第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項または第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p>	<p>10 第1項、第3項または前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項または第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

<p>(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>6 第1項、第3項および前項に定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>(1) 市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病または負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>7 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数および第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</p>	<p>12 (略)</p>
<p>8 第6項第3号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第6項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>	<p>13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第11項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>
<p>9 第6項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第6項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に</p>	<p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に</p>

<p>定める日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p> <p>(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p>	<p>定める日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(新設) 15</p>	<p>第11項の規定は、第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項または第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）および第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項または第8項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p>
<p>10 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項、第5項および第6項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。</p>	<p>16 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項、第5項から第11項までおよび前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。</p>
<p>11 この条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>	<p>17 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>
<p>第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第20条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、<u>同項の規定により算出される金額（次条および第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。</u>）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分</p>	<p>第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、<u>第6項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第20条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、<u>これらの規定により算出される金額（次条および第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。</u>）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項、<u>第5項または第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）</u>における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、</p>

を行うことができない。

3～6 (略)

附 則

16 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第5項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

前項の規定による処分を行うことができない。

3～6 (略)

附 則

16 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例 新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>(退職手当) 第15条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 勤続期間12月以上（管理者が定める者にあつては、6月以上）で退職した職員（<u>地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職し、または同法第28条の3の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同法第28条の4第1項の規定により採用された者であつたものを除く。</u>）が退職の日の翌日から起算して1年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(退職手当) 第15条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 勤続期間12月以上（管理者が定める者にあつては、6月以上）で退職した職員（<u>次項または第8項の規定に該当する者を除く。</u>）が退職の日の翌日から起算して1年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 <u>勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p> <p>8 <u>勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p>
<p>7 前項に定めるもののほか、前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>	<p>9 前3項に定めるもののほか、<u>これらの規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p>

7 包括外部監査契約の締結について

(1) 包括外部監査契約の締結

地方自治法第252条の36第1項の規定により次の内容で、包括外部監査契約を締結したい。

(2) 契約の内容

ア 契約の目的

当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告

イ 契約の期間の始期

令和3（2021）年4月1日

ウ 契約の金額

11,000,000円を上限とする額

エ 契約の相手方

住所 函館市神山3丁目31番13号

氏名 大石俊彦

資格 税理士